

料金表

宮原社労士事務所

第1 相談・調査等報酬

相談報酬とは、労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度、相談に応じ又は指導する場合に受ける報酬です。（高度な知識を要するものについては、別途依頼者と協議します。）

調査報酬とは、依頼を受けた業務に付随して、調査、資料収集等特別な業務に従事した場合に受ける報酬です。

業務名	報酬額(税別)
相談報酬（原則、社労士がお客様宅をご訪問します。）*	10,000 円(1時間につき)
調査報酬	10,000 円(1時間につき)

※最後の相談日から30日以内に手続をご依頼いただいた場合、手続報酬から5,000円を割引します。

第2 手続報酬

手続報酬とは、労働保険・社会保険関係の事務手続の代行について、個別に受託した場合に受ける報酬です。

業務名	業務内容	報酬等の額 (税別)
個別労働関係紛争	着手金	40,000 円
	報酬金(解決金に右の割合を乗じて得た額)	16%
年金 裁定請求	老齢年金給付請求	30,000 円
	障害年金(一般)給付請求	30,000 円
	障害年金(特定)給付請求（初回支給額に右の割合を乗じて得た額）	10%
	遺族年金給付請求	30,000 円
年金 訂正請求	訂正請求書の作成、提出	20,000 円
	調査(事業主、元同僚、行政機関等への照会)	協議
保険給付申請・請求	健康保険・労災保険(一般)給付請求	20,000 円
	第三者行為による保険給付請求	30,000 円
	高年齢雇用継続給付(初回・証明書)に係る給付申請	15,000 円
	高年齢雇用継続給付(2回目以降)に係る給付申請	5,000 円
	育児休業給付(初回・証明書)に係る給付申請	15,000 円
	育児休業給付(2回目以降)に係る給付申請	5,000 円
	雇用保険二事業に係る資格決定申請	80,000 円
	雇用保険二事業に係る支給申請	40,000 円
労災保険特別加入に係る給付請求	30,000 円	

第3 報酬の特例等

(1)報酬の特例

- ① 業務内容が複雑多岐にわたる場合又は相当時間を要する場合には、依頼者と協議します。
- ② 手続報酬の欄に記載されていない労働社会保険諸法令に関する事務を行う場合には、依頼者と協議します。

(2)印紙代、手数料、送料、交通費等

委託事務の遂行に社労士が必要とする印紙代、公的機関や金融機関に納付する手数料、切手等の送料、交通費、駐車場料金等は、報酬とは別に受けるものとします。

(3)緊急依頼

依頼者の都合により緊急を要する依頼について、当事務所の営業時間内に対応するものは報酬額の25%、時間外に対応するものは報酬額の50%を加算します。

(4)新規受託時の着手金

新規に事務を受託するにあたっては、着手金として、当該報酬の範囲内の額をご請求します。

(5)解約の報酬

依頼者の都合により、着手後に解約する場合には、所定の報酬額の全額をご請求します。

(6)報酬等のお支払

報酬等のお支払は、原則として、口座振込とさせていただきます。お振込に要する金融機関の手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。